# いつまでも元気で暮らしていくために

【問い合わせ】 三重県後期高齢者医療広域連合事業課 保険年金課 22 · 9660 FAX 26 0 1 5 **2**059·221·6883/6884

> ○平成27年度の保険料と納付方法をお知らせします o新しい被保険者証が届きます

定を受けた場合は加入できます。 医療広域連合 (広域連合) の認 があり、申請により後期高齢者 給の人は除く。)が被保険者です。 以上のすべての人(生活保護受 また、65歳以上で一定の障がい\* 後期高齢者医療保険は、75歳



## \*1 一定の障がいとは…

O身体障害者手帳1級から3級、 年金1級、2級 O 国民年金法などにおける障害 1号、3号または4号に関す 4級の一部(音声言語下肢の

- o 療育手帳の重度障害 る障がい) Â
- O精神障害者保健福祉手帳1級

# |被保険者証が変わります

を確認してください。 届いたら、負担割合(1割または3割) ンク色)を簡易書留で郵送します。 7月下旬に、新しい被保険者証 (ピ

に返却するか、破棄してください。 保険年金課または各支所住民福祉課 8月1日以降使用できませんので、 現在の被保険者証(若草色)は、



### 住民税非課税世帯の被保険者が 入院や通院をするときは…

代が限度額までの支払いになり の窓口負担額や、入院時の食事 □へ提示すると、入院・通院時 額認定証』を医療機関などの窓 合、『限度額適用・標準負担額減 世帯全員が住民税非課税の場

申請が必要です。 認定証の交付を受けるには、

※現在交付を受けている人も、 8月中に申請をしてください。 き続き交付を希望する場合は、 月1日に更新しますので、 31 8

### 保険料

納付方法の通知を送付します。 します。原則7月中旬に保険料額と 者一人ひとりに対して保険料を計算 後期高齢者医療制度では、被保険

o 遺族年金や障害年金は収入に含み

### 保険料の計算方法

の合計額です。 の所得に応じて負担する「所得割額 を負担する「均等割額」と、その人 保険料額は、被保険者全員が定額

### 平成 27 年度 年間保険料額 【限度額 57 万円】

### 均等割額 43,050円

所得割額

総所得金額等\*2から 33 万円を引いた額に 8.30%をかけた額

+

### \*2 総所得金額等とは:

○平成26年中の各収入から必要経費 ど)を差し引いた所得の合計額で、 含みません。 得金額を含みますが、退職所得は 申告分離課税の所得金額や山林所 (公的年金控除額や給与控除額な

### ○均等割額の軽減基準

世帯の被保険者・ 世帯主の 軽減割合 軽減後の額 総所得金額等の合算額 33 万円以下で 被保険者全員の年金収入が 9割 4,305円 80 万円以下 ※そのほか各種所得がないこと 33万円以下 8.5割 6,457 円 33万円+被保険者数× 5割 21,525 円 26 万円以下 33万円+被保険者数× 2割 34,440 円

47万円以下

得割を5割軽減します。 所得割の軽減 た人に対する軽減 基準所得金額(所得割の計算の

O各種所得控除(社会保険料控除

ません。

O 事業 専従 者控除、

譲渡所得の特別

控除は適用されません。

配偶者控除・扶養控除・医療費控

除など)は適用されません。

引いた額)が8万円以下の場合、 礎となる総所得金額等から33万円を 所 基

### ②後期高齢者医療制度に加入する前 日に被用者保険の被扶養者であっ

所得割は賦課しません。 該当する人には軽減措置を行った 被保険者均等割額を9割軽減し、

O65歳以上の人の年金所得は、

の状況で判定します。

の公的年金控除以外にに万円を控

除して計算します。

0世帯は4月1日

(年度途中に資格

取得された人は資格取得日)

現在

|均等割の軽減

①所得が低い世帯の人に対する軽減

保険料の軽減措置

ない場合は、 であった人で軽減措置が行われてい 後の保険料額を通知しますが、 ください。 けんぽなどの被用者保険の被扶養者 保険年金課にお知らせ 協会

### 保険料の納付方法

ります。 特別徴収 保険料の納付方法は、 (年金からの天引き)とな 原則として

円未満の場合や、介護保険料と後期 りの受給額の2分の1を超える場合 たりの天引き額が、年金の1回あた ※昨年度と納付方法が変わる場合が ていただく普通徴収となります。 は、納付書や□座振替などで納付し 高齢者医療保険料を合わせた1回あ ただし、年金の受給額が年額18 ありますので、必ず自分の納付方



### ①特別徴収となる人

りしますので、10月・12月・2月の年 金天引き予定額を確認してください。 年間保険料額の決定通知書をお送

※年金天引きから□座振替に変更で 時期が異なります。 ださい。 きます。 希望する人は申請してく (申請の時期により変更

▼納付書払いから□座振替への

変更をお勧めします

□座振替の手続きをすると納

法を確認してください。

# 保険料の減免・徴収猶予

けることができる場合がありますの 保険料の減免や徴収猶予の措置を受 度の場合)は、申請することにより、 より保険料の納付が著しく困難な. (おおむね生活保護基準に準じる程 災害にあった場合や、生活困窮に 保険年金課にご相談ください。

### のページをご覧ください。 すので、詳しくは納付書の最後

め忘れがなく便利です。

金融機関での手続きが必要で



### ②普通徴収となる人

書を送付します。 年間保険料額の決定通知書・納付

納付書に記載しています。 は督促状を送付します。 い。納期限を過ぎて納付がない場合 保険料は納期限内に納めてくださ